

# ニュース速報

協議会ニュースレポート

平成18年4月11日 No.043  
特定医療法人協議会  
東京都新宿区矢来町75番地  
TEL:03-3513-6025  
FAX:03-3513-6026

## 社会保険診療収入割合80パーセント超について

定期提出書類の添付書類である厚生労働大臣の証明書について、その交付要件のうち「社会保険診療に係る収入金額の合計額が、**全収入金額の80%超**であること。」について次の事例が発生いたしました。

### (事例)

特定医療法人の要件である80%問題で、「**医業収入の80%**」は満たしているが、「**全収入の80%**」を満たしていない。結果、厚生労働省から証明書が発行されない。今回、「全収入」の定義が曖昧であることから事件が起こった。

### (医療法人の対応)

厚生労働省からの証明書はないが、定期提出書類は提出。税務署には、証明書を頂けなかった理由と現在も厚生局との話し合いを続けている旨を記載。

### (弊社としての見解)

法令では「全収入の80%」となっているが、実務的には「**医業収入の80%**」と考える。

理由として、定期提出書類の記載方法がそのように判断できる

土地の売却、補助金収入等があった場合、特定医療法人の維持が不可能になる  
全収入といえ、借入金収入も含むのか？という議論にもなる

今後、厚生労働省、国税庁の判断が待たれるところである。

なお、貴重な情報提供して頂き、関係医療法人には感謝いたします。

特定医療法人の多くがこれから定期提出書類の作成に取り掛かる時期となりますが、貴法人におかれましてもこのような状況が発生する場合には、是非ご連絡ください。